

平成25年

第4回定例会

会議録

(第1号)

平成25年 12月11日

平成25年第4回 江 差 町 議 会 定 例 会
(第 1 号)

◎ 期日及び場所

平成 25 年 12 月 11 日 (水) 午前 10 時 00 分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会 期 の 決 定

[議 長 諸般の報告]

日程第3 所管事務調査報告について

日程第4 閉会中の継続調査の申し出について

[町 長 行政報告]

日程第5 一 般 質 問

日程第6 議案第 1号 江差町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について

日程第7 議案第 2号 平成 2 5 年度江差町一般会計補正予算 (第 1 1 号) について

日程第8 議案第 3号 平成 2 5 年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算 (第 3 号) について

日程第9 議案第 4号 平成 2 5 年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について

日程第10 議案第 5号 平成 2 5 年度江差町水道事業会計補正予算 (第 3 号) について

日程第11 議案第 6号 平成 2 6 年 1 月 1 日から同年 1 月 3 1 日までの間における町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定について

日程第12 発議第 1号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の提出について

日程第13 発議第 2号 「安心できる介護制度の実現を求める」意見書の提出について

日程第14 発議第 3号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意

		見書の提出について
日程第15	発議第 4号	2014年度地方財政の確立を求める意見書の提出について
日程第16	発議第 5号	消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書の提出について
日程第17	発議第 6号	過疎対策の積極的推進を求める意見書の提出について
日程第18	発議第 7号	介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書の提出について
日程第19	発議第 8号	企業減税等から確実な賃金引上げを求める意見書の提出について

◎ 出席議員（12名）

議	長	打越 東 亜 夫
副	議	室 井 正 行
議	員	小 笠 原 満
	〃	薄 木 晴 午
	〃	飯 田 隆 一
	〃	小 野 寺 真
	〃	小 笠 原 淳 夫
	〃	横 山 敬 三
	〃	若 山 明 廣
	〃	大 門 和 子
	〃	萩 原 徹
	〃	小 林 栄 治

◎ 欠席議員（0名）

◎ 出席説明者

町	長	濱 谷 一 治
副	町	長 谷 川 篤
教	育	長 新 木 秀 幸
総 務 財 政 課	長	澤 口 純 一
政 策 推 進 課	長	田 畑 明
税 務 課	長	清 水 直 樹
健 康 推 進 課	長	高 橋 勝 則

町民福祉課長	太田誠
環境住宅課長	結城孝好
建設水道課長	大坂敏文
追分商工観光課長	大杉則明
農林水産課長	福島平
ひのき荘荘長	広島良二
学校教育課長	木村晃
社会教育課長	小田島訓己
総務財政課総務係長	斉藤敏己

(議会事務局)

局長	書記	松尾幸春子
局書		秋山悦子

開 会 10:00

(議長)

おはようございます、ただいまの出席議員は12名です。
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
ただいまから、平成25年第4回江差町議会定例会を開催いたします。
本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。
会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、小野寺議員、小笠原
淳夫議員を指名いたします。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託され
ておりますので委員長の報告を求めます。
「飯田委員長」

「飯田委員長」(報告)

おはようございます。議会運営委員会からのご報告を申し上げます。
当委員会は、11月25日、12月4日、11日の3日間委員会を開催し、町
理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けると共に、
日程及び運営について協議をいたしました。
今定例会は、条例の制定が2件、25年度補正予算が一般会計・特別会計合
わせて4件、議員発議8件、一般質問は5名の通告であります。詳細につきま
しては、お手元に配付のとおりであります。
以上の内容を踏まえまして、会期を、本日11日の1日とし、一般質問につ
いては、これまでと同様に、一問一答方式で行う事といたしました。質問の回
数は再々質問まで、答弁を含め60分の時間制といたします。質問・答弁につ
いては、1回目の質問・答弁については、演壇により行い、再質問以降は、議
員は同じく演壇で、理事者は自席で行う事といたします。ま、また、理事者に
おいては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問出来る事とし、そ
れに要する時間は60分の制限時間以外といたします。
また、定例会に通告のある一般質問の中では、一部事務組合である「江差町ほ
か2町学校給食組合」の事務に関連した質問が通告されておりますが、議会運

営委員会といたしましては、理事者側においては構成町の長としての立場での答弁を求めるものでありますので、質問される議員においても留意をお願いいたします。

以上、議会運営委員会において、協議した結果を報告いたします。

(議長)

以上で報告が終わりました。

おはかりします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告の通りしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日、一般質問については一問一答方式で行い1回目の質問、答弁については、演壇により行い、再質問以降は、議員は同じく演壇で、理事者は自席で行う事といたします。質問の回数は再々質問まで、答弁を含め60分以内の時間制を採用して行う事、また理事者においては議員からの質問に対して、議長の許可を得て、反問できる事とし、それに要する時間は、60分、60分の制限時間外とすることに決定いたしました。

また、今報告にあった質問は一部事務組合である「江差町ほか2町学校給食組合」の事務に関連した質問をなされておりますので、理事者側においては構成町の町長としての立場で答弁を求めるものであり、質問される議員においては留意をお願いいたします。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告をいたします。

報告内容についてはお手元に配布のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

(議長)

日程第3、所管事務調査報告について平成25年第2回定例会 発議第10号 地域医療の充実・確保に関する事務調査についてを議題といたします。

(議長)

本案については、所管の社会文教常任委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「大門委員長」

「大門議員」(報告)

委員会の調査報告について、本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により下記のとおり報告いたします。

調査事件 平成25年第2回定例会、発議第10号 地域医療の充実・確保に関する事務調査。

調査期日 委員会調査は、5回の開催であります。経過は下記のとおりです。

調査の結果 当圏域の第2次医療体制は、地域センター病院である「道立江差病院」を中心に、5病院、6診療所が地域医療を支えており、とりわけ当町においては、道立江差病院の所在地であり、民間医療機関が4ヶ所存在している。当該医療圏の地域医療の現状は、緊急手術や周産期医療の面などで依然として、全道的平均レベルに比べて極めて低い水準に留まっている。

また、地域センター病院では、医師をはじめ医療スタッフなど医療資源の慢性的不足により、現場では地域医療を維持していくための課題が深刻化している状況に置かれている。

昨今、少子高齢化が顕著に進行している中で、町民の医療に対する要求や健康に対する需要はますます多様化している。住み慣れた地域で安心して生活していくためには、必要な時に、必要な医療が受けられる体制が不可欠であり、行政課題の中でも大きなウェイトを占めているものと考えている。委員会では、当町の地域医療の現状を所管課長から聞き取りを進め、圏域の医療計画推進の中、中核をなしている道保健行政室との意見交換には地域センター病院である道立江差病院の医療スタッフとの意見交換を重ねる事で、第2次医療圏に属する構成町としての課題と医療ニーズを掌握しながら調査を進めた。調査結果について、次のとおり意見を付して報告する。

1. 医師や看護師など医療資源の確保について。圏域での医療確保の取り組みについては、道としても医育大学への医師派遣依頼や自治医科大学卒業医師の配置、各種寄附講座の設置、会報誌やホームページでの募集広告など、多様な取り組みが確認された。しかし、大学での医局自体の医師不足や、札幌市から圏域への遠距離間、環境整備などの課題があげられている。

地方の医師の確保については、全道的に共通の課題として関係機関においても取り組みがなされている状況下にある。このような動きも含め圏域の慢性的な医師不足解消にあたっては、医療機関と地域が連携を強め、関係機関への要望活動の強化など引き続き行っていく必要がある。

勤務環境の整備では、平成25年から医師確保対策として道立江差病院に勤務する医師に対して町独自に「医師研究資金貸与条例」を制定して、医師の一定期間確保に取り組んでおり、道立江差病院からも評価される場所となっている。道立病院の勤務医師には短期的な勤務者（6カ月）も抱えていることから、医師の定着に向けた一層の取り組みも今後の検討課題である。

道立病院における看護師の不足については、本年4月1日現在で、定員数に比べ22名の不足数となっている。看護師の不足は、医師の確保、診療科目の設定などにおいて大きな影響が出ることが確認され、状況によっては、地域センター病院としての機能さらには存続まで危惧される課題である。道立江差病院では、総看護師長をはじめスタッフが、学校訪問、体験学習、定着対策、広告等多様な求人活動に取り組んでいるがその確保に苦慮されている実態にあった。その取り組みの支援として、学生の確保に対しては当圏域を選択する要素やしかも必要であることを確認した。また、当町には、高等看護学院が開設されていることも含め、地域で育てる看護師等の方策として、学生が経済面で安心して修学できる新たな制度の創設について早急に検討すべきである。

なお、近隣自治体における類似制度について資料収集したのでその状況について添付する。

2. 周産期医療（分娩）について。全道21医療圏域で唯一分娩が出来ない状況下にあったが、行政並び医療関係者の多年にわたる努力により、分娩再開にこぎつけたことは地域医療の確保の面で大きな評価をしている。来年3月からの分娩体制は、医師1名、助産師4名、当面経産婦で正常分娩者が対象とのことであり、現在人員体制、医療機器整備など開設に向けた取り組みが着々と進められていた。10月末時点では、申し込み者が1名との事であるが、地域で出産できる体制については念願の課題の克服であり、また開設に向けた多くの関係者に伝えていくためにも、地域として周産期医療体制の維持と機能の拡充など今後とも良好な体制を目指して関係機関との連携を強めるべきである。当面、行政も広報活動などを積極的に展開するなど圏域ぐるみの周知体制などが急務である。

3つ目、地域連携システムの維持について。「南檜山医療再生計画事業（平成22年～平成25年度）の中で地域事業として整備が進められている「ITネットワーク整備事業」が本年度で終了する。本システムは既に稼働しており、これまでの登録者は10月末で5町併せて5,036人となっている。江差町関係は2,177人（43.3%）を占めている状況にある。この地域連携システムは、来年度には3次医療圏への接続も検討されている状況にある。本事業は、これまで全額道の補助金として交付されてきている状況にあるが、次年度以降は各医療機関が管理維持費を負担することになっている。整備された地

域連携システムは、医療情報交換の基盤となり広い面積を有する当圏域にとっては貴重な医療財産であり、道内2次医療圏で先駆的システムである。同システムが良好、良好な環境で継続、維持され活用されるためには、地域の財政的支援も期待されるべきところでありその方策について検討すべきである。

4つ目、地域と医療機関との連携や協働について。当町の医療体制は以前から、道立江差病院と民間医療機関が連携し地域医療を担ってきている歴史があり、医療サービスを享受してきている。当町は独自の公的医療機関を有していないが、今後においても医療機関とは相互の理解と信頼関係が重要であり、将来を担う医療従事者に対象とした交流の場の企画などソフト事業面での連携を視野にした施策も必要と考えられる。町はこれまで、協働の町づくりを推進してきたことから、地域医療を守るという面で、町、町民そして医療機関相互の協働が必要な時期、時期であると考えられる。良好な環境構築に向けた連携について期待する。以上です。

(議長)

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。ただちに採決いたします。

「地域医療の充実・確保に関する事務調査」について、委員長報告のとおり承する事に決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、本案については、委員長報告のとおり了承する事に決しました。

(議長)

日程第4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

(議長)

総務産業常任委員会、社会文教常任委員会から、調査中の事件につき会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配布のとおり継続調査の申し出がありました。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思いますが異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますのでこれを許可いたします。

「町 長」

「町 長」(行政報告)

おはようございます。はじめに、職員の不祥事についてご報告を申し上げます。

去る11月16日未明、建設水道課職員が酒気帯び運転をしていた事が発覚いたしました。本人の供述、事情聴取及び状況確認により概要を申し上げますと、同日午前3時頃、飲酒のうえ帰宅時に自ら乗用車を運転、更に明け方再び乗用車を運転し物損事故を起こしたものでございます。

職員賞罰審査委員会に審査をお願いし、報告に基づきまして、12月4日、停職3ヵ月の処分を決定し、直ちに処分辞令を本人に交付いたしました。

今回の職員の不祥事は、公務員としての自覚が欠落し、酒気帯び運転というあってはならない行為であり、町政への信頼を失い、町職員への信用を著しく

失墜させる行為であります。町民の皆様並びに議員の皆様、心からお詫びを申し上げます。今後は、再発防止と町行政への信頼回復に職員一丸となって取り組んで参ります。

なお、今回の不祥事に対して、私と副町長につきましてはその監督管理責任により、給料を減額する議案を今定例会に提出する所存でございます。

次に、障害者福祉サービス地域特別加算金一部未支給についてご報告申し上げます。

12月6日付北海道新聞朝刊において、加算金未支給市町村が73市町村あり、この内、一部未支給市町村として江差町も報道されました。

内容は、障害者の居宅サービスの場合、平成21年度から、利用者が過疎地域に居住している場合、訪問サービス等の報酬単価に15%加算出来る事に改められ、市町村は、加算対象者の受給者証にその旨記載し、事業者はそれを踏まえ請求する事とされているものであります。

町内に5つある福祉サービス事業者の内、本年度から事業を開始した、1事業所の1名の利用者の受給者証に記載漏れがあり加算金4ヵ月分約1万7千円が未請求でありました。

受給者証への記載とともに、未請求分については過誤修正を行い、事業所及び利用者に不利益が発生しないよう事務手続きを進めておりますが、今後かかる事がないよう事務執行に万全を期して参りたいと思っております。

次に、学校給食組合不正経理事故のその後についてご報告を申し上げます。

平成25年8月27日に発覚した江差町ほか2町学校給食組合不正経理事故については、10月18日に不祥事の内容を公表し、11月1日の臨時議会においてその概要をご報告申し上げたところでございます。その後11月25日と12月9日の全員協議会においてもご説明をしてきたところでございますが、定例議会に当たり、公表から今日までの経過等について、改めてご報告を申し上げます。

学校給食組合では10月18日の臨時議会において、給食の調理を札幌の業者に委託する事と、本不祥事については、第三者委員会を設置する予算を議決させて頂きました。

それを受けて、10月21日から日清医療食材株式会社北海道支店(札幌市)に調理を委託し、現在まで推移しているところでございます。第三者委員会については、11月8日に発足し、札幌市の佐々木泉頭(ささき もとあき)弁護士を委員長とし9名で構成いたしました。

また、10月7日から自宅待機等になっている栄養士の後任者が11月7日に着任し、12月以降の献立はこの後任の栄養士が担当しているものでございます。

この間、組合では10月29日から11月11日までの間において、江差町内2ヶ所、上ノ国町・厚沢部町でそれぞれ1ヶ所、合わせて4ヶ所で保護者説明会を行いました。保護者の皆様からは、事故の全容解明を求める声はもとより、子ども達に喜ぶ学校給食を提供するよう要請を受けたところがございます。

また、組合を構成する3町長の会議も開催し、第三者委員会への諮問事項の確認などを協議したほか、調理員や事務職員に対する賞罰委員会も開催して参りました。

本件の全容解明の為に設置した第三者委員会でございますが、11月8日の第1回目は、委員長・副委員長の選出の外第三者委員会の皆さんが本件における共通認識を持てるように組合から提出した資料の説明などを中心に行い、不足する資料の提出を組合側に求められました。

第2回目は、新たに提出された資料に対する質疑を行い、栄養士が納入業者に請求書の改ざんを求めた事や、食材以外の器材の購入も明らかになったところでございます。

不正に購入された食材等の実態把握にはまだまだ調査が必要との事で、組合側に改めて調査をするよう求められているところでございますが、当初は12月中にも第3回目を予定しておりましたが、今回は1月に開催する事となったものでございます。

私共として当然の事とは申せ、第三者委員会から求められている資料などの提出に全面的に協力し、委員会へ諮問している調査が早期に答申されるよう全力で取り組む所存でございます。

以上、公表から今日までの概要について申し上げます。ご理解を頂きたいと存じます。

次に、**JR** 江差線廃線に伴うバス代替運行についてご報告申し上げます。

江差・上ノ国・木古内の3町による**JR** 江差線対策協議会が去る11月29日開催され、江差・木古内間におけるバス運行に関する基本方針を決定するとともに、同日、運行業者となる函館バス株式会社に対し**JR** 江差線対策協議会が支援する内容を定めた覚書を取り交わしたのでご報告を申し上げます。

お手元の行政報告に**JR** 江差線代替バス運行に関する基本方針、覚書等を添付しておりますので、そちらも参考にご覧頂ければと存じます。

先の11月22日の議会全員協議会においてご説明した内容と重複する点もありますので、一部割愛させて頂き主な運行内容をご報告申し上げます。

第1点は運行開始日は、**JR** 江差線廃線の翌日である平成26年5月12日です。

2点目でございますが、運行経路は平成26年5月12日から9月30日までの間は、上ノ国小砂子線をベースとした乗り継ぎとし、木古内駅前を起点に江

差ターミナルを終点とする運行でございます。

3点目ですが、平成26年10月1日からは木古内駅前を起点に道立江差病院または江差高校を終点とする運行となります。

4点目ですが、運行回数は、6往復とし上ノ国・木古内、上ノ国小砂子線の乗り継ぎダイヤ等を考慮し、通学・通院等の為の生活交通路線運行であります。

次にバス運行事業者への支援であります。路線運行にあたり、国や道の補助金を差し引いた額、つまり赤字額を3町対策協議会が負担する運行であり、また新たな路線運行の為に必要な車両3台の購入及び更新の費用、バス停ポールを設置費用、車両のオーバーホールに要する費用などを支援するものであります。

路線維持にかかる赤字額の負担並びにバス運行事業者への支援額については、JR北海道からの支援額9億を原資に行うものであり、3町の新たな持ち出しをせずに18年間の運行は維持出来る見通しであります。

加えて、北海道新幹線開業におけるダイヤが分かり次第、運行内容の見直しを改めて3町対策協議会で検討協議する事としており、バス事業者、関係団体等も含め北海道新幹線開業における地域の利用拡大が図られるよう対策を講じて参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、民間企業による江差町柳崎地区への太陽光発電所建設についてご報告を申し上げます。

スカイソーラージャパン株式会社により、江差町字柳崎町1434番地において、太陽光発電所の建設について、連絡を受けましたので報告させていただきます。

当該会社の概要であります。名称はスカイソーラージャパン株式会社、所在地は東京都千代田区三崎町2-4-1、代表取締役は陳 鋭 (ちん えい) 氏、親会社は世界各地でメガソーラーなどの再生可能エネルギー事業を展開している企業でございます。

北海道内では、上士幌町、清里町にて売電開始済みであり、岩見沢市等においても建設計画しているとの事あります。

江差町における建設地は、旧ナルミが所有していた土地をスカイソーラージャパンが取得したものであり、自社所有地である同用地内に6,740㎡の太陽光パネルを設置し、パネル設置の高さは3.7m、設備容量約1,100kwの計画概要となっております。発電される電気については、北海道電力へ全量売電となっております。

工期については、平成25年12月21日に工事着手予定であり、明年3月末日までには工事を終える予定と伺っております。

民間企業における太陽光発電所建設計画であります。太陽光という当町に

おける新たな再生可能エネルギー事業である事から行政報告をさせて頂くものでございます。 計画位置図、パネル配置図等については、別紙資料のとおりでございます。以上です。

(議長)

以上で行政報告を終わります。